

滋賀県スポーツ少年団

令和3年度スタートコーチ（スポーツ少年団）養成講習会開催要項

1. 目的

本講習会は、「公益財団法人日本スポーツ協会公認スポーツ指導者制度」に基づき、スポーツ少年団をはじめ、総合型地域スポーツクラブ・学校運動部活動等において、必要最低限度の知識・技能に基づき、安全で効果的な活動を提供する「スタートコーチ（スポーツ少年団）」の養成を目的に、日本スポーツ少年団と都道府県スポーツ少年団との共催により開催する。

2. 主催

公益財団法人日本スポーツ協会日本スポーツ少年団
公益財団法人滋賀県スポーツ協会滋賀県スポーツ少年団

3. 期日・会場

- (1) 大津市コース：令和3年10月2日（土）9:00～18:30
大津市勤労福祉センター5階 大ホール
〒520-0806 大津市打出浜1-6 Tel. 077-522-7474
- (2) 彦根市コース：令和3年10月31日（日）9:00～18:30
ひこね市文化プラザ メッセホール
〒522-0055 彦根市野瀬町187-4 Tel. 0749-26-8601
- (3) 草津市コース：令和3年11月20日（土）9:00～18:30
フェリエ南草津5階 草津市立市民学習交流プラザ大会議室
〒525-0059 草津市野路一丁目15番5号 Tel. 077-567-2355

新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点等より、延期または中止することがある。

その際は滋賀県スポーツ協会ホームページに掲載するとともに、変更点等について、参加決定者に通知する。

4. 日程・内容（日程は別紙参照）

※時間・講義順については、変更をする場合がある。

- | | | | |
|-------|---|-------|--------------|
| 09:00 | ～ | 09:30 | 受付 |
| 09:30 | ～ | 09:50 | ガイダンス |
| 09:50 | ～ | 11:20 | 安全なスポーツ環境の整備 |
| 11:20 | ～ | 12:20 | 指導者の責任と役割 |

（昼食・休憩）

後述の6. ①②③の一部免除対象者は午後の日程を受講すること。

- | | | | |
|-------|---|-------|--------------------------|
| 13:10 | ～ | 14:40 | スポーツの意義と価値・スポーツ少年団の理念と意義 |
| 14:40 | ～ | 16:10 | 指導のプロセス・ジュニア期のスポーツ指導 |
| 16:10 | ～ | 17:40 | グループワーク |
| 17:40 | ～ | 18:10 | 検定試験 |
| 18:10 | ～ | 18:30 | ガイダンス |

5. 参加条件（対象者）

- (1) 令和3年4月1日現在、満18歳以上の者

6. 受講内容一部免除対象者

5. (1)のうち次の者を、受講内容一部免除対象者とする。

- ①日本スポーツ協会(JSP0)公認スポーツ指導者資格者保有者
- ②日本サッカー協会(JFA)公認C級コーチ以上の資格保有者
- ③日本バスケットボール協会(JBA)公認C級コーチ以上の資格保有者

①②③の資格保有者は、上記各協会共通科目または同等の科目を履修していることを以て、午前中の講義の受講を免除する。12:45～13:00に受付後、13:10～18:30の講習

ならびにグループワーク、検定試験、ガイダンスを受講するものとする。

ただし、日本サッカー協会(JFA)公認D級コーチ、キッズリーダー、日本バスケットボール協会(JBA)公認D、E級コーチ、キッズインストラクター資格保有者は免除者ではない。

7. 定員

各コース 100 名とする。

※受講コースの変更は、決定通知後は原則認めない。ただし、各コースの開催日の1ヶ月前までに申し出た場合で、会場の収容人数に、開講条件等に支障がない場合に限り1回のみ認める。(必ず市町事務局を通して変更を申し出る場合に限る)

8. 実施方法

7.5時間以上の集合講習と自宅学習(7.5時間以上)を実施する。

9. 振り返り(検定試験)

- (1) グループワーク修了後、検定試験(20問)を実施する。
- (2) 再試験は1回限り、令和3年12月4日(土)12:00~12:30にコミュニティセンターやす(予定)で行う。
- (3) 日本スポーツ協会(JSP0)公認スポーツ指導者資格(6.①②③)保有者も、検定試験を受験すること。

10. 教材

公益財団法人日本スポーツ協会が発行する以下の2冊

- ・スタートコーチ共通科目テキスト(Reference Book)
- ・スタートコーチ(スポーツ少年団)専門科目テキスト

※Reference Book及び専門科目テキストは各1部1セットとし定価2,200円(税込み)で参加費に含んでおり、必ず購入すること。

11. 参加料

4,600円(受講料2,400円 テキスト代2,200円 消費税込み)

この参加料の設定は令和3年度から令和5年度までであり、滋賀県からのスポーツ少年団指導者育成に係る補助金を源資としている。令和6年度からは参加料6,600円(受講料4,400円)を想定しているので、この3年間の資格取得を推奨する。

※6. に示す一部免除対象者に該当する日本スポーツ協会「公認スポーツ指導者資格」等を有する者も同一の参加料とする。

12. 申込方法、申込先、入金先

受講者希望者

- (1) 3コース一括して募集するので、申込書に希望のコースを必ず第2希望まで記入し、参加料(4,600円)を添えて、必ず各市町スポーツ少年団事務局に申し込むこと。

○申込用紙A…前述6.の免除対象者以外で、資格を有しない者用

○申込用紙B…受講内容一部免除対象者用

5. (2)に該当する免除対象者は申込貼付箇所に[資格登録証]の写しを貼付すること。

※各コース募集定員を超えときは調整後、第2希望での受講となることがあります。

※締切日以降の申込は受け付けません。

※申込締切後、参加者には参加決定通知と教材等を送付します。(8月末をめどとする)

各市町スポーツ少年団事務局

- (1) 単位団事務局様より参加希望者を取りまとめの上、申込用紙A・Bいずれかの申込用紙ゲーターを滋賀県事務局へ送信します。

単位団スポーツ少年団事務局

単位団事務局は、受講決定通知を受けた後、参加料（@4,600/1人×人数）を一括して下記口座に振り込むこと。一旦、納入された参加料は、返金しない。

【送付先】

〒520-8575 大津市御陵町3-1
大津市スポーツ少年団 事務局
TEL 077-528-2914 携帯 080-6112-5373
E-Mail : otsu-suposyo@tops-info.net

【締切日】 令和3年7月30日（金） 必着

【入金先】

口座 滋賀銀行 大津市役所出張所（普） 1 2 8 4 3 9
(オオツシスポーツショウネンダン ホンブチョウ オノ キヨジ)
大津市スポーツ少年団 本部長 小野清司

【入金締切日】 令和3年8月27日（金） 必着

※参加者個人が直接振込まず、貴団事務局を通して振込むこと。

13. 持参物

- ・身分を証明するもの（運転免許証、保険証等）、健康チェックシート（テキスト送付時に同封予定）、マスク、スタートコーチ共通科目テキスト（Reference Book）、スタートコーチ（スポーツ少年団）専門科目テキスト、筆記用具（含付箋、マーカー）、昼食、水筒等。
- ・免除対象者は、資格登録証（申込用紙Bに添付したもの）を必ず持参し、提示すること。

14. 資格認定（資格認定は日本スポーツ協会に登録することで認定されるものであり、スポーツ少年団への登録とは別の手続きである。）

講習会修了者（検定試験合格者）は、公益財団法人日本スポーツ協会から届く「登録手続き書類」に基づき、資格登録手続きを行うことで資格が認定される。

この際、初回資格登録料として10,000円と初期登録手数料3,000円が必要となる。

※資格登録手続きの詳細は、公益財団法人日本スポーツ協会のホームページを参照すること。

上記の公認スポーツ指導者としての資格認定の手続きは、個人の資格として講習修了者が自身で日本スポーツ協会に公認スポーツ指導者として登録するものであり、スポーツ少年団への指導者として登録することとは別の手続きであり、単位団の登録等担当者が、講習会修了者個人の資格を登録するものではない。

令和3年度の本養成講習会修了者は、令和4年4月以降に上記の資格登録手続きを必ず完了することで、令和4年10月に資格が認定されるものである。

個人の資格を認定ただし、令和4年度のスポーツ少年団登録は、前年度講習会修了者として、登録できるとともに、有資格者として令和4年4月～9月の間は、資格認定前であるが、資格保有者とみなし、指導できることとなる。

（免除者のうち、6.①日本スポーツ協会公認スポーツ指導者資格を保有しているものは、スタートコーチ（スポーツ少年団）を申請するにあたって、重ねて上記の資格登録料、手数料の費用は必要ない。しかし、②サッカー、③バスケットボール協会の免除対象資格保有者は、現在保有している資格登録料の納入先は各競技協会であり、日本スポーツ協会ではないため、上記の登録料、手数料は必要である。）

15. その他

- （1）本講習会風景の写真等を滋賀県スポーツ協会HP及びその他関係資料へ掲載する可能性がある。
- （2）受講は1日通して受講すること。講義を2日間に分けて受講することは認めない。